

国立大学法人信州大学と坂城町との連携・協働に関する協定書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と坂城町（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、産業振興、まちづくり、地域活性化、文化、教育、学術、環境等の分野で連携し、協働するため平成28年3月24日付け「国立大学法人信州大学と坂城町との連携・協働に関する協定書」を更新し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、産業、文化、教育、学術等の分野で相互に協力し、相互の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協働するものとする。

- （1） ものづくりに関すること。
- （2） 産業振興に関すること。
- （3） まちづくりに関すること。
- （4） 地域活性化に関すること。
- （5） 移住・定住及び就職支援に関すること。
- （6） 文化・学術研究に関すること。
- （7） 教育及び人材育成に関すること。
- （8） 環境保全に関すること。
- （9） その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。
2 連携協議会は、連携・協働内容の評価を行うこととし、その他必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合

は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（疑義の協議）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 2年 3月 24日

甲 長野県松本市旭 3-1-1
国立大学法人信州大学

学 長 濱 田 州 博



乙 長野県埴科郡坂城町大字坂城 10050 番地
坂城町長 山 村 弘

